

第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2015年6月24日(水曜日)

午後2時(受付開始 午後1時)

場所

明治記念館2階「富士の間」

東京都港区元赤坂2-2-23

議案

第1号議案 剰余金処分の件

(第2号議案から第7号議案の補足説明)

監査等委員会設置会社への移行について

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)14名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第8号議案 役員賞与支給の件



資料提供:学校法人北里研究所

テルモは、第一次世界大戦の影響で輸入が途絶えた体温計を国産化するために、北里柴三郎博士をはじめとする医師らが発起人となり、1921年に設立されました。

北里柴三郎博士

企業理念

「医療を通じて社会に貢献する」

私たちは、医療の分野において価値ある商品とサービスを提供し、医療を支える人・受ける人双方の信頼に応え、社会に貢献します。

5つのステートメント

開かれた経営

私たちは、開かれた経営を基本とし、適正な利潤の確保・還元につとめ、リーディング企業にふさわしいグローバルな事業発展を図ります。

新しい価値の創造

私たちは、科学的思考と時間と柔軟な発想を重んじながら、価値ある商品とサービスを創造し、より深くお客様のニーズに応えます。

安全と安心の提供

私たちは、誠意とこだわりを持って技術と品質の向上にとりくみ、安全と安心を提供します。

アソシエイトの尊重

私たちは、個の尊重と異文化の理解を大切に、アソシエイト・スピリッツのもとに、未来にチャレンジする風通しのよい企業風土をつくります。

良き企業市民

私たちは、公正な企業活動と環境への責任ある行動を展開し、信頼される企業市民をめざします。

グローバルビジョン

“Innovating at the Speed of Life”

世界でたえず変化する環境の中で、医療を待つ患者さんのために、いち早く新たな価値を、そしてイノベーションを届けてまいります。

目次

企業理念	1
招集ご通知	3
株主総会参考書類	7

添付書類

事業報告	23
連結計算書類	46
計算書類	49
監査報告	52

招集ご通知

株主各位

証券コード 4543
2015年6月2日

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号

テルモ株式会社

代表取締役社長 **新宅 祐太郎**

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2015年6月23日(火) 午後5時45分まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえ、ご送付ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

6ページに記載の「インターネットによる議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

 議決権行使サイト：<http://www.evote.jp/>

インターネットによる開示について

■ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

■ 監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

 当社ウェブサイト：<http://www.terumo.co.jp/>



テルモ

検索

記

日 時	2015年6月24日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
場 所	明治記念館2階「富士の間」 東京都港区元赤坂2-2-23
目的事項	報告事項 1. 第100期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第100期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 （第2号議案から第7号議案の補足説明） 監査等委員会設置会社への移行について 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 第8号議案 役員賞与支給の件
議決権の行使について	郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の **当社ウェブサイト**（アドレス <http://www.terumo.co.jp/>）に掲載いたします。
- 当日は、軽装（クールビズ）にて対応いたしますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

以 上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7ページ～22ページ）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。なお、議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

開催日時 2015年6月24日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時）

2. 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案について賛否の表示がされていない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱
わさせていただきます。

行使期限 2015年6月23日（火曜日）午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法等のご案内

議決権行使書

テルモ株式会社 御中

議決権の数

私は、平成27年6月24日開催のテルモ株式会社第100期定時株主総会（議決権または賛否を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）

平成27年6月 日

議案	賛	否
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否
第5号議案	賛	否
第6号議案	賛	否
第7号議案	賛	否
第8号議案	賛	否

（注）各議案について賛否の表示がされていない場合は、賛の表示があったものとして扱われます。

（ログインID）

（パスワード）

株主番号（8桁）

テルモ株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者の選任 ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対に反対する場合 する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な
となる、ログインIDとパスワードが記載され
ています。

3. インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ **2015年6月23日（火曜日）午後5時45分まで**

議決権行使サイトについてのご案内

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する
□議決権行使サイト（アドレス <http://www.evotest.jp/>） にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）。議決権行使サイトにはパソコン、スマートフォン向けのものや携帯電話向け（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）のものがあり、ご利用環境により自動的に振分けられます。

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) 株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話向けサイトからの議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

- (4) インターネットによる議決権行使は、2015年6月23日（火）午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行ってください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

□議決権行使サイト（アドレス <http://www.evotest.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027 受付時間 9時～21時（通話料無料）

機関投資家の皆様へ

議決権電子行使
プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題のひとつと捉えており、配当については、「安定的に配当を増やし、中長期的に配当性向30%を目標とする」という方針を掲げております。

当期の期末配当金につきましては、以下のとおり、1株につき16円といたしたく存じます。これにより、中間配当金14.5円を加えた年間配当金は、前期に比べ1.5円増配の1株につき30.5円となります。(※)

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金16円

配当総額 金6,061,264,704円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2015年6月25日（木）

(※) 2014年4月1日付の1株を2株とする株式分割を考慮すると、前期年間配当額は29円となります。

(第2号議案から第7号議案の補足説明) 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化および継続的な企業価値向上を目的として、2015年4月23日開催の取締役会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしました。その背景、理由については、以下のとおりです。

1. 移行の背景

当社は、中・長期での企業価値の向上のためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化が重要であることを認識し、以前より、独立社外取締役3名および独立社外監査役2名を選任するとともに、独立社外取締役が半数以上を占めるコーポレート・ガバナンス委員会を取締役会の任意の諮問機関として設置する等、経営の透明性と客観性の向上に取り組んでまいりました。新たに創設される「監査等委員会設置会社」は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるとともに、社外取締役の増員を図ったうえで議決権を持った監査等委員と併せ経営の監査監督の充実を実現できる等、海外のステークホルダーからも理解しやすい制度であると考え、移行することといたしました。

2. 移行の理由

(1) 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がれること

(2) 経営の透明性と客観性の向上

社外取締役を現在の3名からさらに増員することで、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起され、意思決定における透明性・客観性の向上を図れること

(3) 意思決定の迅速化

業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開がより一層加速できること

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

前記の補足説明のとおり監査等委員会設置会社へと移行したく、この移行に必要となる、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。また、2014年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更等をあわせて行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く)</u> は、15名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (新設) (新設)	(取締役の任期) 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
(取締役会の招集者および議長) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集者および議長) 第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の権限) 第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(監査役の数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削除)
(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議の方法) <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会規則) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> (監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除)
第6章 会計監査人 第38条～第39条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算 第41条～第44条 (条文省略) (新設) (新設)	第7章 計算 第36条～第39条 (現行どおり) (附則) <u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第100期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>第2条 (効力発生に関する特則)</u> 本定款変更は、平成27年6月24日開催の第100期定時株主総会終結のときをもって効力を生ずる。なお、本条は、効力発生のときをもってこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（13名）は任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者番号11.白石義昭氏の選任については、第2号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

各候補者と会社との間には特別な利害関係はありません。



所有する
当社の株式数
116,325株

1 なか お こう じ 中尾 浩治 1947年2月8日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1970年4月	当社入社	2007年6月	取締役専務執行役員
1995年6月	取締役	2008年10月	生産統轄部管掌
1997年4月	経営企画室長	2010年6月	取締役副社長執行役員
2002年6月	取締役常務執行役員	2011年5月	代表取締役会長（現在）
2005年6月	欧米統轄部管掌		
2006年6月	テルモメディカルCorp. 取締役会長兼CEO		

■ 重要な兼職の状況：（一社）日本医療機器産業連合会会長
（一社）日本医療機器テクノロジー協会会長



所有する
当社の株式数
46,275株

2 しんたく ゆう た ろ う 新宅 祐太郎 1955年9月19日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1979年4月	東亜燃料工業(株)（現東燃ゼネラル石油(株)）入社	2009年6月	取締役常務執行役員 経営企画室長、人事部・経理部管掌
1999年1月	当社入社		
2005年6月	執行役員	2010年6月	代表取締役社長（現在）
2006年6月	取締役執行役員 心臓血管グループ長		
2007年6月	取締役上席執行役員 研究開発センター・知的財産統轄部・法務室管掌		



所有する
当社の株式数
25,024株

3 松村 啓史 1953年9月29日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 当社入社	2009年 6 月 取締役専務執行役員
2001年 6 月 執行役員	ホスピタルカンパニー統轄
2002年 6 月 取締役執行役員	(現プレジデント) (現在)、
経営企画室長	テルモ・コールセンター管掌
2003年 6 月 取締役上席執行役員	2010年 6 月 取締役副社長執行役員 (現在)、営業統轄部管掌
2004年 6 月 取締役常務執行役員	
2006年 6 月 人事部管掌	



所有する
当社の株式数
17,275株

4 三村 孝仁 1953年6月18日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 当社入社	2010年 4 月 中国総代表
2002年 6 月 執行役員	2010年 6 月 取締役専務執行役員 (現在)
2003年 6 月 取締役執行役員	2011年 8 月 泰尔茂 (中国) 投資有限公司
2004年 6 月 取締役上席執行役員	董事長兼総経理 (現在)
2007年 6 月 取締役常務執行役員	2011年12月 中国統轄 (現中国地域代表) (現在)
2008年 4 月 ホスピタルカンパニー統轄	2014年 4 月 テルモ・コールセンター担当
営業統轄部管掌	
2009年 6 月 中国・アジア統轄	



所有する
当社の株式数
28,333株

5 小熊 彰 1952年4月30日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 当社入社	2011年 4 月 生産統轄部管掌
2002年 6 月 執行役員	2012年 6 月 取締役専務執行役員 (現在)
2004年 6 月 上席執行役員	総務部管掌 (現担当) (現在)
2005年 6 月 取締役上席執行役員	2013年 6 月 SCM推進室・情報戦略部管
2008年 1 月 安全情報管理部管掌	掌 (現担当) (現在)
2009年 7 月 品質保証部管掌	2014年 5 月 調達部担当 (現在)
2010年 6 月 取締役常務執行役員	



所有する
当社の株式数
7,298株

6 佐藤 慎次郎 1960年7月19日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	東亜燃料工業(株) (現東燃ゼネラル石油(株)) 入社	2010年 6 月	執行役員 経営企画室長
1999年 2 月	朝日アーサーアンダーセン(株) (現プライスウォーターハウスクーパース(株)) 入社	2011年10月	心臓血管カンパニー統轄 (現) プレジデント (現在)
2004年 6 月	当社入社	2012年 6 月	上席執行役員
		2014年 6 月	取締役上席執行役員
		2015年 4 月	取締役常務執行役員 (現在)



所有する
当社の株式数
16,586株

7 荒瀬 秀夫 1955年3月19日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月	当社入社	2012年 6 月	米州統轄、テルモアメリカスホールディング社取締役社長兼CEO
2006年 7 月	テルモヨーロッパN.V.取締役社長	2014年 4 月	中南米地域代表
2008年 6 月	執行役員	2015年 4 月	アジア・インド地域代表 (現在)、テルモアジアホールディングス社取締役Managing Director (現在)
2009年 6 月	取締役執行役員 心臓血管カンパニー統轄 法務室管掌		
2010年 6 月	取締役上席執行役員 (現在)		
2011年10月	ブラジル事業推進担当		



所有する
当社の株式数
12,058株

8 久仁子 昌子 1954年1月8日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月	持田製薬(株)入社	2004年 6 月	執行役員
1986年 7 月	ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル(株) (現ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)) 入社	2005年 4 月	臨床開発部長
2002年 9 月	当社入社 薬事部長 (現レギュラトリーアフェアーズ部長) (現在)	2007年 6 月	上席執行役員
		2009年 6 月	行政・業界統轄
		2010年 6 月	取締役上席執行役員 (現在)
		2014年 4 月	臨床開発部担当 (現在)



所有する
当社の株式数
11,263株

9 高木 俊明

1958年3月24日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社	2013年 6 月	品質保証部・安全情報管理部・環境推進室管掌（現担当）（現在）
2004年 4 月	愛鷹工場長		
2008年 4 月	愛鷹工場長・駿河工場長		
2008年 6 月	執行役員	2015年 4 月	テルモ・コールセンター担当（現在）
2009年 6 月	研究開発本部統轄		
2010年 6 月	取締役上席執行役員（現在） 知的財産統轄部・テルモメディカルプラネックス管掌		



所有する
当社の株式数
一株

10 デビッド・ペレス

1959年8月16日生

再任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年10月	ケンドールヘルスケア社入社	2011年 4 月	テルモBCTホールディング社取締役社長兼CEO（現在）
1989年12月	ケアマーク／コーラムヘルスケア社入社	2011年 8 月	血液システムカンパニープレジデント（現在）
1995年 9 月	ヘモネティクス社入社	2012年 6 月	上席執行役員
1997年 5 月	ウロセラピー社入社	2014年 6 月	取締役上席執行役員（現在）
1999年 5 月	ガンプロBCT社（現テルモBCT社）入社		



所有する
当社の株式数
14,472株

11 白石 義昭

1951年11月8日生

新任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	当社入社	2007年 6 月	上席執行役員
2002年 7 月	人事部長	2007年10月	テルモペンポールLtd.顧問
2004年 6 月	執行役員	2007年12月	同社取締役会議長
2005年 7 月	人事総務部長	2011年 3 月	業務監査室長
		2012年 6 月	常勤監査役（現在）



12 松永 真理

1954年11月13日生

社 外

再 任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 (株)日本リクルートセンター (株)バンダイ社外取締役
(現(株)リクルートホールディングス) 入社 2006年 6 月 (株)ブレインズネットワーク社
外取締役 (現在)
1986年 7 月 同社「就職ジャーナル」編集 2012年 6 月 MS & ADインシュアランス
長 グループホールディングス(株)
1988年 7 月 同社「とらばーゆ」編集長 社外取締役 (現在)
1997年 7 月 (株)NTTドコモ入社ゲートウ 当社社外取締役 (現在)
エイビジネス部企画室長 2014年 6 月 ロート製薬(株)社外取締役 (現在)
2000年 4 月 松永真理事務所代表 (現在)

所有する
当社の株式数
2,123株

取締役在任期間
3年

取締役会出席状況

開催	出席
13回	13回

(2014年度)

■ 社外取締役候補者とした理由等

新商品・新サービスの開発にあたり豊富な経験、見識を有しており、そのような経験、見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。



13 森 郁夫

1947年8月19日生

社 外

再 任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1970年 4 月 富士重工業(株)入社 2006年 6 月 同社専務執行役員スバル海外
2002年 6 月 同社執行役員スバル営業本部 営業本部長
欧州地区本部長兼アジア・大 2006年 6 月 同社代表取締役社長CEO
洋州地区本部長 2011年 6 月 同社代表取締役会長CEO
2005年 4 月 同社常務執行役員スバル海外 2012年 6 月 同社相談役
営業本部長 2014年 6 月 同社顧問 (現在)
当社社外取締役 (現在)

所有する
当社の株式数
707株

取締役在任期間
1年

取締役会出席状況

開催	出席
9回	9回

(2014年度*)

*2014年6月24日

就任以降の取締役会

■ 社外取締役候補者とした理由等

豊富な経営者経験および長年にわたる海外事業経験で培われた見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。



所有する
当社の株式数
一株

14 うえだ りゅうぞう 上田 龍三 1944年9月20日生

社 外

新 任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1969年 4 月	名古屋大学医学部合同内科入局	2003年 4 月	名古屋市立大学病院長
		2008年 4 月	名古屋市病院局 局長
1976年 9 月	ニューヨーク・スローン・ケタリング癌研究所 客員研究員、研究員	2010年 4 月	名古屋市立大学 名誉教授・顧問（現在）
			名古屋市立大学 大学院医学研究科 特任教授
1980年 9 月	愛知県がんセンター研究所 化学療法部主任研究員	2012年 4 月	愛知医科大学医学部 腫瘍免疫寄附講座 教授（現在）
1988年 4 月	同 部長		
1995年 9 月	名古屋市立大学医学部第二内科 教授	2013年 1 月	愛知医科大学評議員（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由等

がん治療における研究業績をはじめとした専門知識や名古屋市立大学病院長・名古屋市病院局局長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- ※ 1 松永真理、森郁夫の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額です。また、上田龍三氏につきましても、原案どおり選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定です。
- 2 白石義昭氏は、原案どおり選任が承認された場合、非業務執行取締役となる予定です。なお、この場合、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は同氏との間で、上記に記載する責任限定契約を締結する予定です。
- 3 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、テルモ役員持株会における保有分が含まれています。なお、所有する当社の株式数は、2015年4月末時点のものです。
- 4 森郁夫氏が2012年6月まで取締役を務めた富士重工業(株)において、2011年8月、不適切な経理処理があったとして、東京国税局から指摘を受けました。同氏は、日頃から内部統制体制の整備に注力しており、また、当該事実が明らかとなった後は、コンプライアンスの更なる強化による再発防止策を徹底いたしました。
- 5 松永真理、森郁夫の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、上田龍三氏につきましても原案どおり選任が承認された場合、独立役員となる予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。なお、各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。



所有する
当社の株式数
21,294株

1 関根 健司

1952年5月24日生

新任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月	当社入社	2008年 6 月	取締役執行役員 マーケティング室管掌
2003年 1 月	ホスピタルカンパニー医療器事業プレジデント	2010年 6 月	取締役上席執行役員
2005年 6 月	執行役員	2010年10月	インド・中東事業統轄
2006年10月	関西ブロック長兼大阪統轄支店長	2011年12月	インド統轄
2008年 4 月	血液カンパニー統轄	2013年 6 月	常勤監査役（現在）



所有する
当社の株式数
1,491株

2 松宮 俊彦

1947年10月3日生

社外

新任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1971年 4 月	パイオニア(株)入社	1991年 7 月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）昇任
1972年 7 月	(株)流通技研入社	2011年10月	松宮俊彦公認会計士事務所代表（現在）
1979年10月	デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2012年 6 月	当社社外監査役（現在）
1983年 3 月	公認会計士登録	2012年12月	第一実業(株)社外監査役（現在）
1987年11月	同会計事務所カナダトロント事務所駐在	2012年12月	(株)三菱総合研究所社外監査役（現在）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

公認会計士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することが出来ると判断しております。



所有する
当社の株式数
一株

3 ^{よね}米 ^{まさたけ}正剛

1954年7月8日生

社 外

新 任

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	弁護士登録	2000年 4 月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師
1985年	ニューヨーク市 Sullivan & Cromwell法律事務所執務	2007年 6 月	THK(株)社外監査役（現在）
1986年	ロンドン市 Freshfields 法律事務所執務	2008年 3 月	GCAサヴィアングループ(株)（現GCAサヴィアン(株)）社外取締役（現在）
1987年 3 月	ニューヨーク州弁護士登録	2011年 4 月	第二東京弁護士会副会長
1987年 7 月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所	2011年 6 月	(株)バンダイナムコゲームス（現(株)バンダイナムコエンターテインメント）社外監査役（現在）
1989年 1 月	同事務所パートナー弁護士（現在）	2013年 6 月	当社社外監査役（現在）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

日本および海外の弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- ※ 1 本議案が原案どおり承認された場合、当社と各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第1項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。なお、松宮俊彦氏、米正剛氏の両氏は、社外監査役として、当社との間で同様の契約を締結しております。
- 2 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、テルモ役員持株会における保有分が含まれています。なお、所有する当社の株式数は、2015年4月末時点のものです。
- 3 松宮俊彦氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 4 米正剛氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を充たしていますが、所属事務所のルールから、独立役員としての届け出は行っておりません。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については予め監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしますが、仮に前記の議案が承認可決されなかった場合には、本議案を、同一候補者のまま補欠監査役1名選任の件という議案に差し替えて付議するものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。なお、候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。

たぶち ともひさ
田淵 智久 1957年12月9日生

社 外

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	弁護士登録	2011年 6 月	(株)バンダイナムコホールディングス 社外取締役（現在）
1991年 4 月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本 法律事務所）入所	2013年 6 月	楽天銀行(株)社外監査役（現在）
2007年 4 月	末吉綜合法律事務所（現潮見坂綜合 法律事務所）開設 パートナー弁護士（現在）	2014年 6 月	(株)アコーディア・ゴルフ社外取締役 （現在）

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり弁護士として培われた法律知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に当社の経営に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について

田淵智久氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額については、1982年1月19日開催の第66期定時株主総会において、年額5億円以内としてご承認いただき、当該枠内で、固定報酬およびストックオプション（2013年導入）を支給しております。

今般、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、株主総会で直接選任される監査等委員によって構成される監査等委員会が、監督機能の一環として、取締役賞与についても検証し、必要に応じ株主総会で意見を述べる事が出来るようになることから、業務執行取締役にかかる業績連動型賞与も取締役の報酬等の額に含めるとともに、その年額を7億円以内と改定することをお願いするものであります（第3号議案が承認されますと、取締役は、14名（うち、社外取締役は3名）となります）。なお、賞与の支給額についてはこれまで通り全社および担当部門の業績に直接連動させた評価を行って決定して参ります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額1億円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第2号議案および第4号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 役員賞与支給の件

当期在任した取締役10名（社外取締役3名を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与として総額1億4,250万円を支給いたしたく存じます。

以 上

事業報告 (2014年度 2014年4月1日から2015年3月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 事業の経過および成果

医療市場を概観すれば、米国では統合的な予防・ケアを目指す制度が始動し、不必要な入院を予防する等効率的運営が求められています。欧州ほか各国では医療費抑制や価格圧力が継続し、新興国では、自国為替レート低下や経済成長の鈍化等、先行きの不透明感が増しています。また、買収額1兆円を超す大型M&Aなどグローバルな業界再編の動きがみられました。

一方、日本経済は緩やかな経済回復といった明るさが見えてきましたが、国民医療費が過去最高を更新し、医療提供体制の見直しによる医療機関の機能分化が続く等、支出抑制や医療経済性といったニーズが高まっています。

また、2014年11月に医薬品医療機器等法、再生医療等安全性確保法が施行され、革新的な医薬品・医療機器の創出や再生医療の実用化に向けた整備が進んでいます。医療分野の研究開発および環境整備の中核的な役割を担う機関として「日本医療研究開発機構（AMED）」の2015年4月設立に向けた準備が進められました。

このような環境の下、当社グループでは、「世界で存在感のある企業になる」という目標を掲げ、カンパニーを軸としたグローバル経営に移行し、持続的かつ収益性のある成長を目指しています。

なお、当社は、2014年4月1日付けで1株を2株とする株式分割を行いました。

■ 財産および損益の状況の推移

区 分		第97期 (2011年度)	第98期 (2012年度)	第99期 (2013年度)	第100期 (2014年度)
		2011年4月1日から 2012年3月31日まで	2012年4月1日から 2013年3月31日まで	2013年4月1日から 2014年3月31日まで	2014年4月1日から 2015年3月31日まで
売上高	(百万円)	386,686	402,294	467,359	489,506
営業利益	(百万円)	63,049	53,216	65,288	67,456
経常利益	(百万円)	59,164	51,376	63,802	70,730
当期純利益	(百万円)	24,167	47,014	34,096	38,470
1株当たり当期純利益	(円)	127.28	247.60	89.78※	101.33
純資産	(百万円)	352,537	437,909	496,245	573,523
総資産	(百万円)	692,520	771,032	832,814	992,073

※第99期の「1株当たり当期純利益」は、比較の為、2014年4月1日付けの株式分割の割合で調整しています。

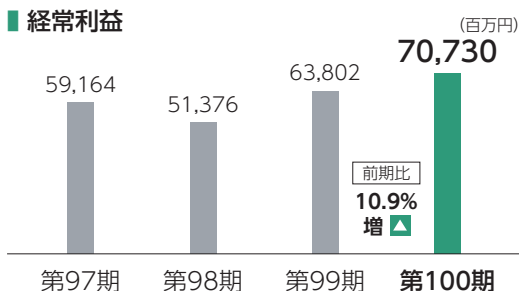
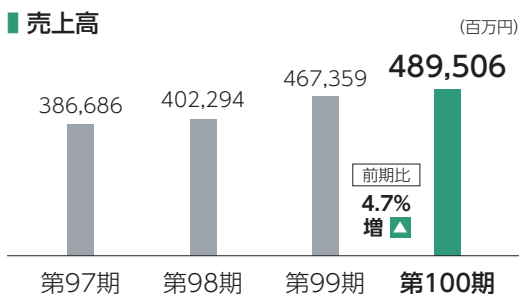
売上高

国内の薬価・公定価改定の影響を受けましたが、欧米およびアジアでＩＳ*（カテーテル）事業等が順調に伸長した結果、前期比4.7%増の4,895億円となりました。

※ ＩＳ：Interventional Systemsの略称

経常利益

営業利益の増加と円安による為替差益が寄与し、前期比10.9%増の707億円となりました。

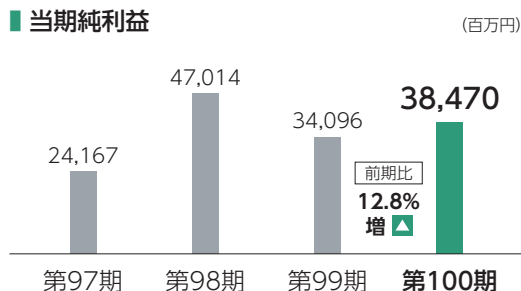
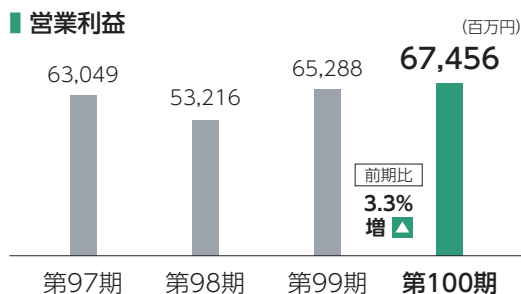


営業利益

通期で販促費や物流費といった費用を適切にコントロールしたことにより、前期比3.3%増、過去最高益となる675億円となりました。

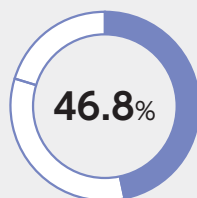
当期純利益

前期比12.8%増の385億円となりました。



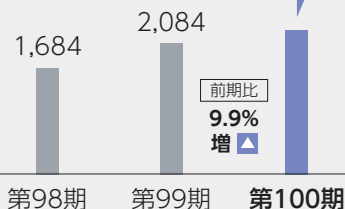
心臓血管カンパニー

売上高構成比



売上高 (億円)

2,292



IS（カテーテル）事業で注力しているT R I^{※1}関連製品が欧米やアジアで引き続き好調に推移し、更に、新しい薬剤溶出型冠動脈ステント^{※2}「Ultimaster」（アルチマスター）を欧州、中南米およびアジアで販売を開始し、売上が順調に拡大しました。また、ニューロバスキュラー事業^{※3}が各地域で引き続き堅調に推移しました。

国内では、公定価改定の影響を受けましたが、ニューロバスキュラー事業で脳動脈瘤を治療する際に使用するバルーンカテーテル等が売上を拡大しました。

その結果、売上高は前期比9.9%増の2,292億円となりました。

- ※1 T R I：従来、大腿部血管から挿入していたカテーテルを手首の血管から挿入することで、身体への負担をより軽くした新しい手技
- ※2 ステント：狭くなった血管を押し広げる筒状の金属網
- ※3 ニューロバスキュラー事業：脳動脈瘤等の脳血管疾患の治療に使用する医療機器を取り扱う事業

主要取扱品目

IS（カテーテル）事業	血管造影用カテーテル、PTCA用バルーンカテーテル、コロナリースtent
ニューロバスキュラー事業	脳動脈瘤治療用デバイス 他
CV事業	人工肺、人工心肺装置 他
血管事業	人工血管、ステントグラフト



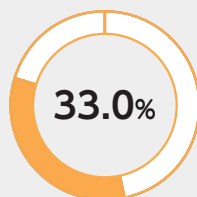
薬剤溶出型冠動脈ステント
「Ultimaster」
（アルチマスター）



脳血管用
オクリューション
バルーンカテーテル

ホスピタルカンパニー

売上高構成比



売上高 (億円)

1,615

1,550

1,641

前期比
1.6%
減 ▼

第98期

第99期

第100期



D & D (ドラッグ&デバイス)^(※1) 事業の製薬企業向けビジネスが国内外で好調に推移した他、DM^(※2)・ヘルスケア事業が欧州、アジアで伸長しました。

国内では、新しい閉鎖式輸液システム「シュアプラグAD」の本格販売を開始する等、販売拡大につとめたほか、基盤医療器事業における原価改善を進めました。また、収益性の高いD & D事業、DM・ヘルスケア事業の売上が拡大した結果、収益性が向上しました。

一方、年間を通じ、国内の消費税率の引き上げ、薬価・公定価改定や高齢者の自己負担の増加等による影響を受けた結果、売上高は前期比1.6%減の1,615億円となりました。

※1 ドラッグ&デバイス：医薬品と医療機器の組み合わせにより付加価値を高める製品

※2 DM：糖尿病関連の製品を取り扱う事業

主要取扱品目

基盤医療器事業	シリンジ（注射筒）、注射針、真空採血管、輸液セット、静脈留置針、輸液ポンプ、シリンジポンプ 他
DM・ヘルスケア事業	血糖測定システム、家庭用電子体温計、家庭用電子血圧計 他
医薬品・栄養事業	輸液剤、高カロリー輸液剤、栄養食品、腹膜透析システム 他
D&D事業	プレフィルドシリンジ、疼痛緩和関連 他



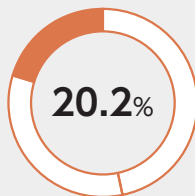
閉鎖式輸液システム
「シュアプラグAD」



通信機能付バイタルサイン
測定機器シリーズ
「HRジョイント」

血液システムカンパニー

売上高構成比



売上高 (億円)

989



中南米の新興国およびアジアで成分採血システムが二桁伸長を継続し、また、欧米を中心にアフェレシス治療^(※1)の症例数が増加するなど、順調に拡大しました。

一方国内では献血者数の減少が続く中、血液バッグ等の需要低下の影響を受けました。

その結果、売上高は前期比4.2%増の989億円となりました。

※1 アフェレシス治療：血液を体外循環させ、血漿交換を行うことによって病因物質を身体から取り除く治療

主要取扱品目

血液システム事業

血液バッグ、成分採血システム、血液自動製剤システム、遠心型血液成分分離装置、細胞培養システム 他



成分採血システム



血液バッグ

■ 地域別売上高

区 分	第99期 (2013年度) 2013年4月1日から2014年3月31日まで		第100期 (2014年度) 2014年4月1日から2015年3月31日まで		前期比 増 減
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	
日 本	189,041	40.4	183,146	37.4	▲3.1
欧 州	96,892	20.7	104,600	21.4	8.0
米 州	110,972	23.8	125,310	25.6	12.9
アジア他	70,452	15.1	76,448	15.6	8.5
合 計	467,359	100.0	489,506	100.0	4.7

■ 研究開発

心臓血管カンパニーでは、新しい薬剤溶出型冠動脈ステント「Ultimaster」のCEマークを取得し、2014年6月、欧州、中南米、アジア（日本を除く）で販売を開始しました。ステントの血管に接する面のみに生分解性ポリマーおよび薬剤を塗布することで、長期的にみたステント血栓症^(※1)の低減が期待されます。また、心臓・末梢血管カテーテル治療分野の新たな開発拠点を、米国南カリフォルニアに設置することを決定しました。同地域には、子会社であるマイクロベンション社が拠点を構えています。その開発力と周辺ネットワークを活用し、最大市場である米国でIS（カテーテル）事業の成長を加速する体制を整えます。なお、稼働は2017年度を予定しています。

ホスピタルカンパニーでは、世界初の中性化されたイコデキストリン含有腹膜透析液「ニコペリック腹膜透析液」^(※2)の国内製造販売承認を取得し、販売を開始

しました。透析液を中性化することで、透析患者の腹膜機能への影響および注液時の腹痛を軽減することが期待されています。また、第一三共株式会社と共同で皮内投与型季節性インフルエンザワクチン^(※3)の開発を行い、国内で製造販売承認申請を行いました。この製品は、従来より簡便な方法で、かつ確実に皮内投与を可能とする、国内初となるデバイスです。

その他、再生医療への取り組みとして、2014年10月、骨格筋芽細胞シートの国内製造販売承認申請を行いました。患者の大腿部より筋肉組織を採取した上で、組織に含まれる骨格筋芽細胞を体外で培養してシート化し、傷んだ心筋の表面に貼ることで、重症心不全の病態改善が期待できます。この申請が承認されると、世界初の心筋再生医療製品となり、心不全治療における新たな選択肢として期待されます。

※1 ステント血栓症：血管内に留置したステント内に血栓が形成され、ステント内部を塞いでしまう合併症のひとつ。

※2 腹膜透析：腎不全のための透析療法の一つで、患者自身が自宅や外出先で腹腔内に透析液を入れ、腹膜を介して水や老廃物を取り除く腎代替療法

※3 皮内投与：ワクチン製剤を、免疫細胞が多い皮膚組織の中（皮内）に投与することにより、ワクチンの効果を高めると期待される注射方法

(2) 次期の取組み（対処すべき課題）

持続的かつ収益性のある成長へ向けた取組みを加速すべく、カンパニーを軸としたグローバル経営を推進しています。各事業の収益責任の明確化と権限委譲による意思決定の迅速化を図ると共に、各事業を支えるグローバル本社機能の強化を進めてまいります。

■ コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンス体制の強化を進めるべく、次の観点から、第100期定時株主総会で承認されることを条件として、新たに創設される「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。

- (1) 監査・監督機能の強化
- (2) 経営の透明性と客観性の向上
- (3) 意思決定の迅速化
- (4) 海外のステークホルダーからの理解

上場企業に適用される企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）遵守への取組み等と合わせて、グループ会社を含めた全体の経営管理強化および事業・意思決定の迅速化に取り組んでまいります。

■ グローバル本社機能の強化

経営の複雑化に迅速に対応しグローバル本社機能の強化を図るべく、リスク管理、全社戦略、全社最適化を推進するために財務・経理、コンプライアンス、開発、レギュラトリーアフェアーズ、品質管理、ITといった6つの重要機能についての責任者を設置します。事業軸でのカンパニー経営と車の両輪となって全社の発展につなげられるよう進めてまいります。

■ 心臓血管カンパニー

グローバルに競争優位を高めるため、成長分野への積極展開、収益マネジメントを推進していきます。

I S（カテーテル）事業では、薬剤溶出型冠動脈ステント「Ultimaster」（アルチマスター）を欧州・アジアで更なる拡大を図りつつ、日本でも販売を開始します。また、末梢動脈疾患治療用ステント「Misago」（ミサゴ）の米国での販売開始や、P T Aバルーンカテーテル等、新製品のグローバル展開を加速していきます。ニューロバスキュラー事業は、脳梗塞治療用デバイス等の販売拡大を図り、引き続き高い成長を目指します。C V事業では、米国テルモ・カーディオバスキュラーシステムズ社に対するF D Aの血液モニター装置に関する販売制限が解除され、生産および供給を再開する予定です。

■ ホスピタルカンパニー

引き続き高付加価値製品の販売拡大と収益マネジメントの徹底により、事業利益の改善に取り組みます。基盤医療器事業では、閉鎖式輸液システム「シュアブラグAD」など、医療現場の安全性と効率性の向上に寄与する高付加価値製品の普及を目指します。また、D & D事業では、グローバルでの戦略的提携を更に推し進め、DM・ヘルスケア事業では血糖値、体温、血圧など各種測定データの通信機能を持つ「H R ジョイント」を活用し、事業の拡大を図ります。

■ 血液システムカンパニー

新興国での需要増加や先進国でのコスト競争力に対応できる事業基盤を整えていきます。先進国では、アフレスシ治療分野を更に拡大するとともに、成分採血システム等の効率的に血液成分を採取・処理できる製品を幅広く提案し、ビジネスを拡大していきます。医療需要が伸びているアジアや中南米では、当地の医

療の安全性や効率性に寄与する新しい製品提案を行うことで、事業を拡大していきます。グローバルでの生産体制の統合も順調に進めており、ベトナム南部の工場での生産開始準備も計画通り進めています。

このような取組みを通じて次期の業績見通しの実現とともに、今後の持続的な成長を目指していきます。

連結業績予想

区 分	第100期 (2014年度実績) 2014年4月1日から 2015年3月31日まで	第101期 (2015年度予想) 2015年4月1日から 2016年3月31日まで	増減額	増減率
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
売上高	489,506	520,000	30,493	6.2
営業利益	67,456	70,000	2,543	3.8
営業利益率	13.8%	13.5%	—	—
経常利益	70,730	67,000	▲3,730	▲5.3
当期純利益	38,470	39,500	1,029	2.7

※ 当社の開示資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。様々な要因により、実際の業績等が変動する可能性があることをご承知おきください。実際の業績に影響を与えうる重要な要素には、当社の事業領域を取り巻く経済情勢、為替レートの変動、競争状況などがあります。

(3) 主要な事業内容

当社グループは医薬品、各種ディスプレイ医療用器具、医療用機械等の製造販売を行っており、主要取扱品目は25ページ～27ページのとおりです。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は工事ベースで414億円です。主な設備投資の状況は次のとおりです。

建設中の主要設備

テルモ山口(株)	医療機器生産設備
テルモ山口D & D(株)	医薬品生産設備

(5) 資金調達の状況

2014年12月4日に2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債500億円、および2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債500億円を発行いたしました。

(6) 主要な借入先の状況 (2015年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	(億円)
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	300
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	197
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	150
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	100
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

(7) 使用人の状況 (2015年3月31日現在)

1) 当社グループの状況

使用人数	前事業年度末比増減
(名)	(名)
19,934	+671

2) 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
(名)	(名)	(歳)	(年)
4,799	+35	41.3	18.4

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な営業所および工場ならびに重要な子会社の状況 (2015年3月31日現在)

1) テルモ(株)

本 社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
本 社 事 務 所	東京オフィス (東京都新宿区)
研 究 所	研究開発センター (神奈川県足柄上郡中井町)
工 場	富士宮工場 (静岡県富士宮市)、愛鷹工場 (静岡県富士宮市)、 甲府工場 (山梨県中巨摩郡昭和町)
国 内 販 売 拠 点	[支店] 札幌、東北、新潟、宇都宮、松本、埼玉、東関東、東京、東京中央、横浜、 静岡、名古屋、金沢、京都、大阪、神戸、岡山、広島、四国、福岡、鹿児島、 沖縄
海 外 拠 点	[支店] 台北、ドバイ、チェンナイ

2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
テルモヨーロッパN.V.	ベルギー	301,195千ユーロ	100%	心臓血管カンパニーおよびホスピタルカンパニーに関する製品の製造・販売
テルモアメリカス ホールディング, Inc.	アメリカ	1,659,006千米ドル	100%	米州子会社の統轄
テルモメディカルCorp.	アメリカ	39,443千米ドル	100%	心臓血管カンパニーおよびホスピタルカンパニーに関する製品の製造・販売
テルモBCT ホールディングCorp.	アメリカ	1,180,288千米ドル	100%	テルモBCTグループ子会社の統轄
テルモBCT, Inc.	アメリカ	951,863千米ドル	100%	血液システムカンパニーに関する製品の製造・販売
泰尔茂 (中国) 投資有限公司	中国	963,259千人民元	100%	中国子会社の統轄
テルモアジア ホールディングスPte.Ltd.	シンガポール	30,127千シンガポ ールドル	100%	アジア地域 (中国以外) 販売子会社の統轄

※ 当社の出資比率は子会社による間接所有を含んでおります。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

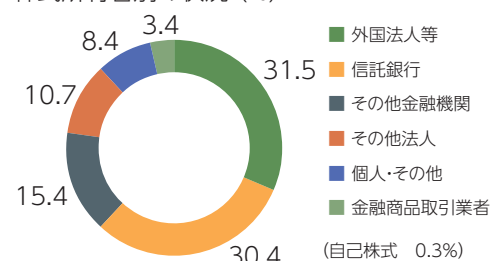
該当事項はありません。

2 当社の現況

(1) 株式の状況 (2015年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 1,519,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 379,760,520株
- 3) 株主数 28,125名
- 4) 大株主 (上位10名)

株式所有者別の状況 (%)



株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,562	9.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,282	5.6
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	20,259	5.3
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	13,568	3.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	11,981	3.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,752	2.8
オ リ ン パ ス 株 式 会 社	9,430	2.5
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	8,271	2.2
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,662	2.0
公 益 財 団 法 人 テ ル モ 科 学 技 術 振 興 財 団	7,360	1.9

※ 1 出資比率は自己株式 (931千株) を控除して計算しております。

2 第一生命保険株式会社の持株数には、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式3,000千株 (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であり、その議決権行使の指図権は第一生命保険株式会社が留保しています。) が含まれております。

3 株式会社みずほ銀行の持株数には、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式6,518千株 (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しています。) が含まれております。

(2) 会社の新株予約権に関する事項

1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議の日	2013年 8 月 1 日	2014年 8 月 6 日
新株予約権の数	19,007個	17,385個
保有者数	取締役 7 名	取締役 9 名
目的となる株式の種類および数	普通株式 38,014株	普通株式 34,770株
新株予約権の発行価格	4,180円	4,610円
行使価額	1 円	1 円
権利行使期間	2013年 8 月 23 日～ 2043年 8 月 22 日	2014年 8 月 28 日～ 2044年 8 月 27 日

2) 当社使用人等に交付した新株予約権の概要

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議の日	2013年 8 月 1 日	2014年 8 月 6 日
新株予約権の数	4,764個	10,290個
交付された者の人数	上席執行役員 6 名	執行役員および上席執行役員 26名
目的となる株式の種類および数	普通株式 9,528株	普通株式 20,580株
新株予約権の発行価格	4,180円	4,610円
行使価額	1 円	1 円
権利行使期間	2013年 8 月 23 日～ 2043年 8 月 22 日	2014年 8 月 28 日～ 2044年 8 月 27 日

3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2015年 3 月 31 日現在）

2014年11月18日取締役会決議に基づいて発行された、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下のとおりです。

	2019年満期	2021年満期
新株予約権の数	5,000個	5,000個
目的となる株式の種類および数	普通株式 12,843,565株	普通株式 12,843,565株
行使価額	3,893円	3,893円
行使期間	2014年12月18日～ 2019年11月20日	2014年12月18日～ 2021年11月22日
新株予約権付社債の残高	500億円	500億円

(3) 会社役員の状況

1) 取締役および監査役の状況（2015年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 尾 浩 治	(一社) 日本医療機器産業連合会会長、 (一社) 日本医療機器テクノロジー協会会長
代表取締役社長	新 宅 祐太郎	
取締役 副社長執行役員	松 村 啓 史	ホスピタルカンパニープレジデント
取締役 専務執行役員	三 村 孝 仁	中国地域代表、 泰尔茂（中国）投資有限公司董事長兼総経理、 テルモ・コールセンター担当
取締役 専務執行役員	小 熊 彰	総務部、SCM推進室、情報戦略部、調達部担当
取締役 取上席執行役員	荒 瀬 秀 夫	中南米地域代表、 テルモアメリカスホールディング社取締役社長兼CEO
取締役 取上席執行役員	昌 子 久仁子	レギュラトリーアフェアーズ 部長、 臨床開発部担当
取締役 取上席執行役員	高 木 俊 明	品質保証部、安全情報管理部、環境推進室担当
取締役 取上席執行役員	佐 藤 慎次郎	心臓血管カンパニープレジデント
取締役 取上席執行役員	デビッド・ペレス	血液システムカンパニープレジデント テルモ B C T ホールディング社取締役社長兼CEO
社 外 取 締 役	垣 添 忠 生	(公財) 日本対がん協会 会長、 日本テレビ放送網(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	松 永 真 理	松永真理事務所 代表、 M S & A D インシュアランスグループホールディングス(株) 社 外取締役、 (株)ブレインズネットワーク 社外取締役、 ロート製薬(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	森 郁 夫	富士重工(株) 顧問
常 勤 監 査 役	関 根 健 司	
常 勤 監 査 役	白 石 義 昭	
社 外 監 査 役	松 宮 俊 彦	松宮俊彦公認会計士事務所 代表、 (株)三菱総合研究所 社外監査役、 第一実業(株) 社外監査役
社 外 監 査 役	米 正 剛	弁護士（森・濱田松本法律事務所パートナー）、 T H K (株) 社外監査役、 G C A サヴィアン(株) 社外取締役、 (株)バンダイナムコゲームス（現(株)バンダイナムコエンターテインメント）社外監査役

※ 1 社外取締役垣添忠生、松永真理および森郁夫の3氏が兼職している会社その他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2 社外監査役松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3 社外取締役垣添忠生、松永真理、森郁夫の3氏および社外監査役松宮俊彦氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4 社外監査役米正剛氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を充たしていますが、所属事務所のルールから、独立役員としての届出は行っておりません。

2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
	(名)	(百万円)
取締役	14	454
監査役	4	61
合計 (うち社外役員)	18 (6)	515 (49)

※ 1 上記支給額には、2015年6月24日開催の第100期定時株主総会に提出予定の「役員賞与支給の件」に基づく取締役賞与の総額142百万円が含まれております。

2 報酬等の額には、取締役に付与された新株予約権によるストックオプション報酬額80百万円を含んでおります。

3) 社外役員に関する事項

①当期における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
垣 添 忠 生	社外取締役	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席し、必要に応じ、主にがん治療における研究業績をはじめとした専門的知識・経験等の観点から発言を行っております。
松 永 真 理	社外取締役	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に新商品・新サービスの開発に関する豊富な経験等の観点から発言を行っております。
森 郁 夫	社外取締役	2014年6月24日就任以降開催の取締役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、主に豊富な経営者経験の観点から発言を行っております。
松 宮 俊 彦	社外監査役	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、発言を行っております。
米 正 剛	社外監査役	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役いずれも、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

1) 名称

有限責任あずさ監査法人

2) 報酬等の額

	支払額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	77
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128

※ 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 有限責任あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社の全ての重要な子会社は、他のKPMGインターナショナルのメンバーファームの監査を受けております。

3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

(5) コーポレート・ガバナンス方針

テルモは、社会から信頼される企業であり続けるため、取締役会において以下の「コーポレート・ガバナンス方針」を定めています。

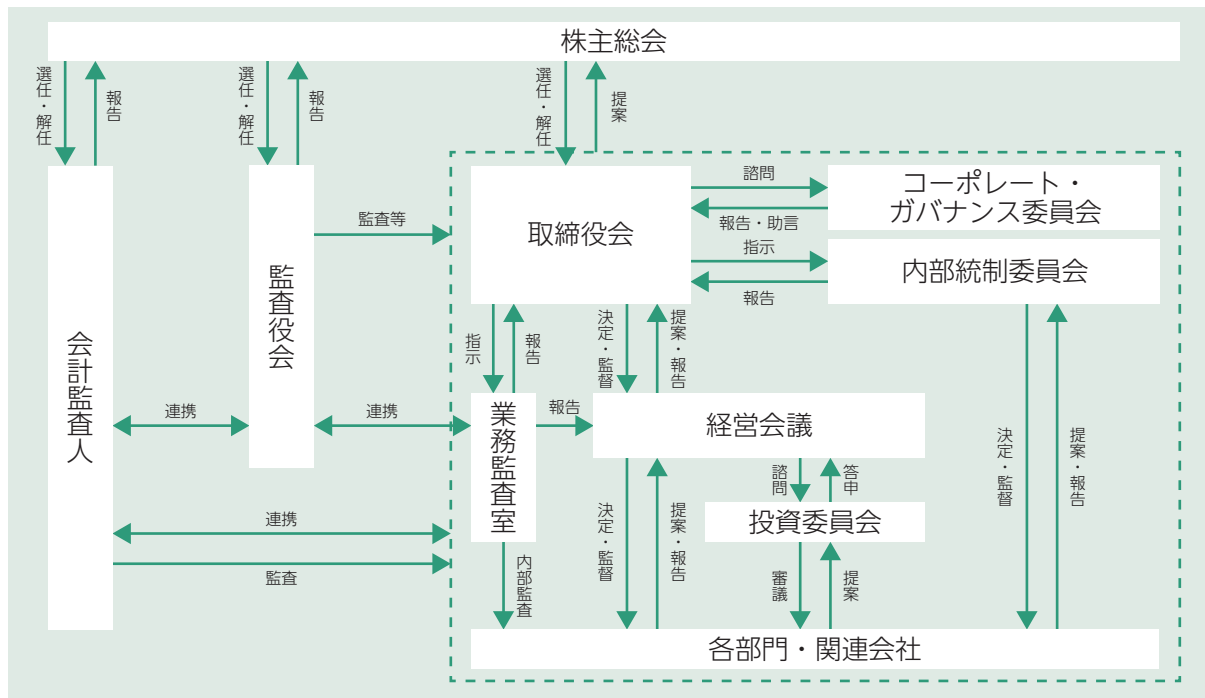
1) 基本的な考え方

- ・テルモは『医療を通じて社会に貢献する』を企業理念とする。その理念の下、世界中の顧客、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期に亘る持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供する。
- ・企業理念をより具体化するため、「開かれた経営」、「新しい価値の創造」、「安全と安心の提供」、「アソシエイトの尊重」および「良き企業市民」を5つのステートメントとして設定し、全アソシエイトの活動および判断の基準とする。
- ・企業理念および5つのステートメントを基本に、コーポレート・ガバナンスの公正かつ効果的な仕組み作りを推進するとともに、アカウンタビリティ（説明責任）を充実させることにより社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努める。
- ・コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努める。

2) コーポレート・ガバナンス体制

テルモは、取締役会による業務執行の監督機能と監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社である。加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、コーポレート・ガバナンス委員会および内部統制委員会を任意の機関として設置する。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



(取締役と取締役会)

①役割

- a 取締役会は、法令、定款および取締役会規則で定められた事項を決定する。
- b 取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。
- c 取締役会は、企業価値の最大化に向け経営に関する最適な意思決定に努める。
- d 取締役会は、コーポレート・ガバナンスの機能を果たす。

②構成

- a 取締役の員数は15名以内とし、うち、社外取締役は2割以上を目処とする。
- b 社外取締役は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす者とする。
- c 取締役会の議長は、代表取締役会長とする。

③任期

取締役の任期は1年とする。なお、再任を妨げないものとする。

(監査役と監査役会)

①役割

- a 監査役は、取締役会その他の重要会議へ出席し、取締役の職務執行を監査し、かつ経営に関する的確な意見を陳述する。
- b 監査役会は、次に掲げる職務を行う。
 - ・ 監査報告の作成
 - ・ 常勤の監査役の選定および解職
 - ・ 監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査役の職務の執行に関する事項の決定

②構成

- a 監査役の員数は5名以内とし、うち、社外監査役は半数以上とする。
- b 社外監査役は、会社法に定める要件および東京証券取引所の独立役員の要件を満たす者とする。
- c 監査役会の議長は、決議により監査役の中から選定する。

③任期

監査役の任期は4年とする。なお、再任を妨げないものとする。

上記の法定機関のほか、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、以下の機関を設置する。

(コーポレート・ガバナンス委員会)

①役割

- 取締役会の公正性および経営の透明性を高めるため、次の事項に関し、審議および助言を行う。
- ・ コーポレート・ガバナンス体制の充実
 - ・ 取締役・監査役および執行役員の各候補者の選任
 - ・ 取締役・監査役および執行役員の報酬体系の設定

②構成

社外取締役、代表取締役および委員長の指名する者により最大6名で構成する。
うち、東京証券取引所の独立役員の要件を満たす社外取締役を半数以上とする。

③委員長

コーポレート・ガバナンス委員会の委員長は、委員の互選により社外取締役より選定する。

(内部統制委員会)

①役割

経営のリスクマネジメントおよびコンプライアンスの推進、ならびに企業情報の法定開示および適時開示に関する管理を行う。

②構成

委員長が任命する取締役、関係部門長に加え、専門部会長、業務監査室長および内部統制推進室長により構成する。
監査役は、内部統制委員会に出席する。

③委員長

内部統制委員会の委員長は代表取締役社長とする。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり内部統制システムの基本方針を決議しております。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの行動規範である「テルモグループ行動規準」の遵守徹底を図り、当社グループの取締役・社員ごとにテルモグループ行動規準の理解・確認を実施する。また、社員の倫理観の醸成とコンプライアンス意識の向上に向けた教育・啓発活動を継続する。
- ②内部統制委員会にて、コンプライアンス等重要な問題を審議し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ③業務監査室は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査し、その結果を、定期的に代表取締役および監査役に報告する。
- ④法令上疑義ある行為について、内部通報制度の活用促進を図る。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書管理基準に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。
- ②取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①品質、コンプライアンス、災害、環境、情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとの専門部署が、それぞれ規則・マニュアル等に従い、社員に対する教育・指導を継続する。
- ②内部統制委員会は、リスクマネジメント上重要な問題を審議するとともに、各専門部署およびグループ各社のコンプライアンスオフィサーと連携を取りながら、組織横断的かつ全社最適の見地から、当社グループのリスク管理体制を整備し、内部統制推進室がこれを推進する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上のために、取締役会により決議された中期経営計画および年度計画の達成に向けて、取締役、執行役員等から構成される経営会議、カンパニー経営会議、市場商品戦略会議等の意思決定、専門会議等が、事業部門等に対し、意思決定プロセスの効率化・迅速化に向けた支援・指導・監督を行うものとする。

5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループについて、内部統制委員会が、当社の各部門責任者等およびグループ各社のコンプライアンスオフィサーと密接な連携のもと、当社グループ内の業務の適正に係る指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化し、内部統制推進室がこれを推進する。
- ②業務監査室は、当社グループに対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役および監査役会に定期的に報告する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

専任のスタッフを配した監査役室が監査業務を補助する。監査役室専任スタッフの考課・異動については、監査役会の同意を要するものとする。

7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①法定の事項に加え、別途定める「取締役および使用人の監査役への報告に係る内規」に基づき、取締役または使用人が監査役に対し適時報告する。
- ②監査役は、必要と判断した場合には、取締役または使用人から随時報告を受けることができる。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役会と定期的な意見交換会を開催する。
- ②監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議体に出席することができる。
- ③監査役会は、業務監査室との月例連絡会の開催、会計監査人との定例会合の開催のほか、必要に応じ、これらの部署または機関と随時会合を行う。

(7) 会社の支配に関する基本方針

1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は経営支配権の異動を通じた企業活動や経済の活性化を否定するものではありません。また、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為または、これに関する提案につきましても、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主の皆様共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しています。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報、意見、提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針に定める手続を設定し、大規模買付者に対してかかる手続の遵守を求めるものとし、大規模買付者がこの手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値および株主の皆様共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

2) 基本方針の実現に資する取組み

①当社の企業価値および株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

a 企業理念と経営の基本姿勢

当社は1921年の創業以来、「医療を通じて社会に貢献する」との企業理念のもと、日本の医療機器業界をリードする企業として、医療の進歩や安全性の向上とともに、企業価値および株主の皆様共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としており、現在では、世界160か国以上の国に高品質な医療機器を供給しております。

b 具体的な取組み

先進国における市場成長の鈍化と医療費抑制の動き、新興国における価格圧力など、世界の医療機器産業を取り巻く市場環境は転換期を迎えていますが、当社の参入領域は、今後も成長が期待できる領域であると考えております。例えば、カテーテルを用いた血管内治療は、治療の低侵襲化という流れに即して、心臓の血管だけではなく、脳や下肢など全身の血管に広がっています。また血液の分野においては輸血療法に加え、免疫疾患などアフイレシス治療の需要も高まっています。さらに、ホスピタル分野では、医療事故や感染を防止するセーフティ製品、痛みの少ない注射針のニーズが現場でますます高まっています。このような新たな市場ニーズを成長の機会として捉え、企業理念である医療を通じた社会への貢献を実現するべく、持続的かつ収益性のある成長を続けると同時に、医療現場のニーズに合致した製品開発でイノベーションを起こし、「世界で存在感のある企業」を目指してまいります。

②当社の社会的使命

当社は医療機器のリーディングカンパニーとして、長年にわたって医療現場と信頼関係を築き、医療を通じて社会に貢献してまいりました。優れた製品やサービス・システムを高い品質で安定的に供給すること、そして、患者さんや医療従事者の視点に立ち、医療を取り巻く様々な社会的課題の解決に向けて積極的に挑戦することが、最も重要な当社の社会的責任であると考えています。このような考え方のもと、当社は引き続き、製品の供給や品質の確保において世界の医療供給体制の中で重要な役割を担い、医療現場に安全と安心を提供してまいります。

不適切な買収行為により、当社製品の供給や品質に問題が生じた場合、社会の人々の生命や健康に深刻な影響を及ぼす可能性も否定できません。そのような事態を招くことなく、社会と医療現場からの長年の信頼を維持向上させる安定的経営は、当社の企業価値・株主の皆様共同の利益にもかかわることとなります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスに関する取組みにつきましては、38ページ～41ページに記載のとおりです。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を著しく損なうような買収等を未然に防止するため、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を2008年6月27日開催の株主総会において株主の皆様のご承認により導入しました。その後、2011年6月29日開催の株主総会において株主の皆様のご承認をいただき更新しております（以下、更新後のものを「旧プラン」といいます）。旧プランの有効期限が到来することから、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえて検討した結果、2014年6月24日開催の株主総会において株主の皆様のご承認を頂き再度更新しております（以下、更新後のものを「現行プラン」といいます）。現行プランの詳細については、当社ホームページ掲載のプレスリリースをご参照ください。

（アドレス <http://www.terumo.co.jp/pressrelease/baishubouei.html>）

4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記2) に記載した、当社の長期目標の実現に向けた成長戦略の着実な実行は、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を確保・向上させるものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記3) に記載した現行プランは、大規模買付者に対して事前に必要情報の提供および一定の検討期間の確保を求めることにより、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるべきか否かにつき慎重に判断される機会を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。更に、現行プランについては、a) 株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、b) 2014年6月24日開催の株主総会において株主の皆様のご承認を頂いていること、c) 経営者の保身目的での濫用防止のため、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告に従った上で判断を行うものとしていること等から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

備 考

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てた概数にて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および億円単位ならびに各比率の表示については、表示単位未満の端数を四捨五入した概数にて表示しております。

2014年10月1日、海外子会社の業績管理区分を一部変更いたしました。第98期、第99期の売上実績は、当変更を反映したものを記載しております。

新ビジョン・新コーポレートロゴ



テルモグループがこれからも企業理念の「医療を通じて社会に貢献する」を実現し続けるため、新たな企業ビジョン "Innovating at the Speed of Life"を掲げ、加えて、コーポレートロゴを刷新しました。これらには世界中の患者さんと医療現場に、いち早く新しい価値を届ける、イノベーションを起こし続ける、という意志を込めています。今後このビジョンを、様々な企業活動に展開してまいります。また、2014年8月に移転オープンした東京オフィスは、「イノベーションを生み出すオフィス」をコンセプトとして設計しています。

健康経営銘柄に選定

テルモは、経済産業省と東京証券取引所より、社員等の健康管理を経営的な視点で戦略的に実践している企業として「健康経営銘柄」に選定されました。企業理念のもとアソシエイト*の健康管理に向けた方針と、生活習慣の改善促進や禁煙推進プログラムの推進など具体的な取り組みが評価されました。今後もこのような取り組みを続けることで、健康で働ける事業環境を整え、企業の持続的成長へつなげてまいります。



「患者さんの日」プロジェクト



Y's TP Dayの様子

「全てのテルモアソシエイト*の仕事は、患者さんのためにある」ということを再認識することを目的に「患者さんの日」プロジェクトを実施しています。

日々の業務では医療の現場に触れる機会の少ない管理部門を対象とした医療現場体験や、全世界で患者さんの生の声に耳を傾けるイベント「Y's TP Day」(Your smile, our pleasure, Terumo Patient's Day)の開催などを通じて、「仕事と医療のつながり」を実感する機会を設けています。

※テルモでは社員を「アソシエイト」と呼んでいます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2014年度末現在 2015年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	412,458
現金及び預金	129,679
受取手形及び売掛金	104,944
有価証券	50,000
商品及び製品	65,295
仕掛品	10,228
原材料及び貯蔵品	25,948
繰延税金資産	13,949
その他	13,871
貸倒引当金	△1,458
固定資産	575,842
有形固定資産	178,496
建物及び構築物	60,783
機械装置及び運搬具	45,616
土地	22,023
リース資産	895
建設仮勘定	39,029
その他	10,147
無形固定資産	331,990
のれん	166,990
顧客関連資産	103,217
その他	61,781
投資その他の資産	65,355
投資有価証券	45,461
繰延税金資産	259
退職給付に係る資産	6,786
その他	12,847
繰延資産	3,772
資産合計	992,073

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	129,947
支払手形及び買掛金	38,484
短期借入金	364
1年内返済予定の長期借入金	5,417
リース債務	208
未払法人税等	19,714
繰延税金負債	105
賞与引当金	5,560
役員賞与引当金	142
設備関係支払手形及び未払金	8,667
その他	51,282
固定負債	288,602
社債	40,000
転換社債型新株予約権付社債	100,233
長期借入金	79,141
リース債務	278
繰延税金負債	50,013
役員退職慰労引当金	66
退職給付に係る負債	7,020
資産除去債務	233
その他	11,615
負債合計	418,550
純資産の部	
株主資本	471,102
資本金	38,716
資本剰余金	52,103
利益剰余金	383,317
自己株式	△3,035
その他の包括利益累計額	102,341
その他有価証券評価差額金	16,910
為替換算調整勘定	89,043
退職給付に係る調整累計額	△3,611
新株予約権	78
純資産合計	573,523
負債純資産合計	992,073

連結損益計算書 (2014年度 2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		489,506
売上原価		233,480
売上総利益		256,025
販売費及び一般管理費		188,569
営業利益		67,456
営業外収益		8,829
受取利息	566	
受取配当金	365	
受取ロイヤリティー	200	
為替差益	6,598	
その他	1,098	
営業外費用		5,555
支払利息	1,254	
売上割引	417	
持分法による投資損失	65	
たな卸資産処分損	267	
構造改革関連費用	797	
その他	2,752	
経常利益		70,730
特別利益		3,282
固定資産売却益	692	
投資有価証券売却益	559	
債務勘定整理益	2,030	
特別損失		9,965
固定資産処分損	1,160	
減損損失	1,625	
関係会社整理損	597	
事業再編損	5,607	
事業整理損	974	
税金等調整前当期純利益		64,046
法人税等合計		25,575
法人税、住民税及び事業税	29,954	
法人税等調整額	△4,378	
少数株主損益調整前当期純利益		38,470
当期純利益		38,470

連結株主資本等変動計算書（2014年度 2014年4月1日から2015年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,716	52,103	353,600	△24	444,396
会計方針の変更による 累積的影響額			2,258		2,258
会計方針の変更を反映 した当期首残高	38,716	52,103	355,859	△24	446,655
当期変動額					
剰余金の配当			△11,012		△11,012
当期純利益			38,470		38,470
自己株式の取得				△3,010	△3,010
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	27,458	△3,010	24,447
当期末残高	38,716	52,103	383,317	△3,035	471,102

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,269	△2	43,377	△2,816	51,828	20	496,245
会計方針の変更による 累積的影響額							2,258
会計方針の変更を反映 した当期首残高	11,269	△2	43,377	△2,816	51,828	20	498,504
当期変動額							
剰余金の配当							△11,012
当期純利益							38,470
自己株式の取得							△3,010
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,640	2	45,665	△795	50,513	58	50,571
当期変動額合計	5,640	2	45,665	△795	50,513	58	75,019
当期末残高	16,910	—	89,043	△3,611	102,341	78	573,523

計算書類

貸借対照表 (2014年度末現在 2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	268,955
現金及び預金	55,722
受取手形	438
売掛金	82,440
有価証券	50,000
商品及び製品	32,475
仕掛品	4,579
原材料及び貯蔵品	9,411
前払費用	1,356
繰延税金資産	4,905
短期貸付金	5,006
その他	23,069
貸倒引当金	△449
固定資産	514,896
有形固定資産	91,999
建物	33,251
構築物	1,215
機械及び装置	18,580
車両運搬具	78
工具、器具及び備品	7,050
土地	18,687
リース資産	269
建設仮勘定	12,865
無形固定資産	7,081
借地権	882
ソフトウェア	6,161
その他	37
投資その他の資産	415,815
投資有価証券	41,076
関係会社株式	296,703
関係会社出資金	14,009
関係会社長期貸付金	49,860
長期前払費用	2,831
その他	11,333
資産合計	783,852

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	95,308
支払手形	1,868
買掛金	33,040
短期借入金	15,010
リース債務	108
未払金	12,730
未払費用	2,280
未払法人税等	18,475
預り金	266
賞与引当金	5,250
役員賞与引当金	142
設備関係支払手形及び未払金	5,423
その他	710
固定負債	191,556
社債	40,000
転換社債型新株予約権付社債	100,233
長期借入金	50,000
リース債務	161
繰延税金負債	403
退職給付引当金	19
長期預り保証金	311
役員退職慰労引当金	66
資産除去債務	159
その他	200
負債合計	286,865
純資産の部	
株主資本	479,998
資本金	38,716
資本剰余金	52,103
資本準備金	52,103
利益剰余金	392,213
利益準備金	3,297
その他利益剰余金	388,915
圧縮記帳積立金	698
特別償却準備金	39
別途積立金	82,900
繰越利益剰余金	305,278
自己株式	△3,035
評価・換算差額等	16,910
その他有価証券評価差額金	16,910
新株予約権	78
純資産合計	496,987
負債純資産合計	783,852

損益計算書 (2014年度 2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		273,511
売上原価		148,086
売上総利益		125,424
販売費及び一般管理費		66,202
営業利益		59,222
営業外収益		19,987
受取利息	481	
受取配当金	5,871	
受取ロイヤリティー	1,383	
為替差益	11,676	
その他	573	
営業外費用		2,051
支払利息	832	
売上割引	417	
たな卸資産処分損	247	
その他	553	
経常利益		77,158
特別利益		6,170
固定資産売却益	542	
投資有価証券売却益	559	
移転価格税制調整金	5,068	
特別損失		1,186
固定資産処分損	1,118	
減損損失	67	
税引前当期純利益		82,142
法人税等合計		26,801
法人税、住民税及び事業税	26,171	
法人税等調整額	630	
当期純利益		55,341

株主資本等変動計算書 (2014年度 2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
					圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	38,716	52,103	52,103	3,297	682	75	82,900	258,670	345,626	△24	436,422
会計方針の変更による累積的影響額								2,258	2,258		2,258
会計方針の変更を反映した当期首残高	38,716	52,103	52,103	3,297	682	75	82,900	260,928	347,884	△24	438,680
当期変動額											
剰余金の配当								△11,012	△11,012		△11,012
当期純利益								55,341	55,341		55,341
自己株式の取得										△3,010	△3,010
圧縮記帳積立金の積立					15			△15	—		—
特別償却準備金の取崩						△36		36	—		—
株主資本以外の項目の変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	15	△36	—	44,349	44,328	△3,010	41,317
当期末残高	38,716	52,103	52,103	3,297	698	39	82,900	305,278	392,213	△3,035	479,998

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	11,269	△2	11,267	20	447,709
会計方針の変更による累積的影響額					2,258
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,269	△2	11,267	20	449,968
当期変動額					
剰余金の配当					△11,012
当期純利益					55,341
自己株式の取得					△3,010
圧縮記帳積立金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
株主資本以外の項目の変動額(純額)	5,640	2	5,642	58	5,700
当期変動額合計	5,640	2	5,642	58	47,018
当期末残高	16,910	—	16,910	78	496,987

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年5月15日

テ ル モ 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 塚 敏 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テルモ株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テルモ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年5月15日

テ ル モ 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 塚 敏 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テルモ株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議及びその他重要な会議等に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、必要に応じて意見を表明し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各カンパニー、国内の主要な事業所及び海外の主要なグループ会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項（2015年5月1日改正前）に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の状況並びに評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役並びに重要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財務の状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項はなく、その整備及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、この基本方針を実現するための各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月21日

テ ル モ 株 式 会 社 監査役会

常勤監査役	関 根 健 司	㊞
常勤監査役	白 石 義 昭	㊞
社外監査役	松 宮 俊 彦	㊞
社外監査役	米 正 剛	㊞

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

株主総会 会場のご案内

日時

2015年6月24日（水曜日）
午後2時
（受付開始 午後1時）

会場

明治記念館2階「富士の間」
東京都港区元赤坂2-2-23
TEL 03-3403-1171（大代表）



交通のご案内（アクセス）

A JR中央・総武線
信濃町駅
南口 徒歩4分

I 東京メトロ・都営地下鉄
銀座線・半蔵門線・大江戸線 青山一丁目駅
2番出口 徒歩8分